

令和5年度 札幌市社会福祉審議会総会

日時：令和5年11月13日（月）14時00分～
会場：北海道経済センター 8階 Aホール

会 議 次 第

1 開会

2 保健福祉局長あいさつ

3 議題等

- (1) 委員長及び副委員長の選出について（議題）
- (2) 委員の所属分科会の決定について（議題）
- (3) 各専門分科会の分科会長、副分科会長、部会長の選出（議題）
- (4) 令和4年度社会福祉審議会分科会の開催状況について（報告）
- (5) 「札幌市地域福祉社会計画2024（案）」、「札幌市高齢者支援計画2024（案）」及び「さっぽろ障がい者プラン2024（案）」について（報告）
- (6) 「（仮称）共生社会推進条例」の制定について（報告）
- (7) その他

4 閉会

令和5年度 札幌市社会福祉審議会総会 座席表

R5.11.13 北海道経済センター 8階Aホール

入口

副委員長 委員長 副委員長

橋本委員 ●					● 浅香委員
秦 委員 ●					● 池田委員
林(拓)委員 ●					● 大崎委員
林(美)委員 ●					● 大西委員
深見委員 ●					● 忍 委員
深谷委員 ●					● 加藤委員
福迫委員 ●					● 鎌田委員
干場委員 ●					● 神元委員
光崎委員 ●					● 柴田委員
村井委員 ●					● 白川委員
森 委員 ●					● 田辺委員
箭原委員 ●					● 土肥委員
(予備席) ●					● (予備席)
(予備席) ●					● (予備席)

傍聴席 ●

傍聴席 ●

傍聴席 ●

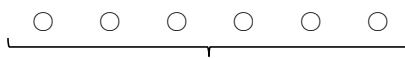
入口

--	--	--	--

- 地域包括ケア推進担当部長
- 高齢保健福祉部長
- 障がい保健福祉部長
- 障がい保健福祉担当局長
- 保健福祉局長
- 総務部長
- 地域生活支援担当部長
- ユニバーサル推進室推進担当課長

--	--	--	--

- 企画調整担当係長
- 介護保険課長
- 事業計画担当係長
- 企画調整担当課長
- 総務課長
- 地域福祉推進担当課長
- 推進担当係長
- 推進担当係長



関係者席 (自由席)

入口

札幌市社会福祉審議会 委員名簿(令和5年11月1日現在)

(五十音順・敬称略)

氏名	役職等
浅香 博文	あさか ひろふみ 公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会会長
池田 雅子	いけだ まさこ 北星学園大学社会福祉学部教授
岩崎 倫政	いわさき のりまさ 北海道大学大学院医学研究院専門医学系部門機能再生医学分野整形外科科学教室教授
大黒 浩	おおぐろ ひろし 札幌医科大学医学部眼科学講座教授
大崎 康二	おおさき こうじ ほっかい法律事務所弁護士
大西 國男	おおにし くにお 札幌市民生委員児童委員協議会副会長
忍 正人	おし まさと 日本医療大学総合福祉学部ソーシャルワーク学科 准教授
片桐 由喜	かたぎり ゆき 小樽商科大学商学部教授
加藤 敏彦	かとう としひこ 札幌市老人福祉施設協議会会長
鎌田 正志	かまだ まさし 札幌公共職業安定所所長
神元 要子	かみもと ようこ 札幌市ボランティア連絡協議会理事
今 真人	こん まさと 一般社団法人札幌市医師会会長
柴田 幸一郎	しばた こういちろう 一般社団法人札幌青年会議所総務・財政規則審査委員会委員長
白川 京子	しらかわ きょうこ 札幌簡易裁判所民事調停委員
高野 賢一	たかの けんいち 札幌医科大学耳鼻咽喉科・頭頸部外科学講座教授
高橋 修史	たかはし しゅうじ 一般社団法人札幌歯科医師会副会長
田辺 毅彦	たなべ たけひこ 北星学園大学文学部教授
多米 淳	ため あつし 一般社団法人札幌市医師会副会長
丹野 雅也	たんの まさや 札幌医科大学保健医療学部看護学科看護学第三講座教授
土肥 勝夫	どひ かつお 一般社団法人札幌市老人クラブ連合会会長
長江 睦子	ながえ ちかこ 一般社団法人札幌市手をつなぐ育成会会長
橋本 茂樹	はしもと しげき 一般社団法人札幌市医師会理事
秦 直樹	はた なおき 社会福祉法人常徳会理事長
林 拓哉	はやし たくや きたあかり法律事務所弁護士
林 美枝子	はやし みえこ 日本医療大学総合福祉学部介護福祉マネジメント学科教授
平野 聡	ひらの さとし 北海道大学大学院医学研究院消化器外科学教室Ⅱ教授
深見 正子	ふかみ まさこ 札幌市民生委員児童委員協議会理事
深谷 正史	ふかや まさふみ 札幌市PTA協議会理事
福迫 尚一郎	ふくさこ しょういちろう 社会福祉法人札幌市社会福祉協議会会長
干場 有理子	ほしば ゆりこ 社会福祉法人札幌慈啓会慈啓会特別養護老人ホーム介護課長
光崎 聡	みつぎき さとし 連合北海道札幌地区連合会副事務局長
村井 勇太	むらい ゆうた 公益社団法人北海道勤労者医療協会組織広報部課長
森 裕	もり ゆたか 札幌市保護司会連絡協議会幹事副会長
箭原 恭子	やはら きょうこ 公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会理事長

札幌市社会福祉審議会条例

平成 12 年 3 月 10 日
条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 7 条第 1 項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関(以下「審議会」という。)に関し、同法及び社会福祉法施行令(昭和 33 年政令第 185 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 審議会の名称は、札幌市社会福祉審議会とする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 50 人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、3 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長の職務を行う委員)

第 4 条 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が審議すべき事項を示して審議会の会議の招集を請求したときは、これを招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前 2 項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第 6 条 審議会の専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員(民生委員審査専門分科会にあっては、委員)の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

- 4 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員(民生委員審査専門分科会にあっては、委員)がその職務を代理する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、保健福祉局において行う。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 札幌市地方社会福祉審議会の調査審議の特例に関する条例(昭和61年条例第5号)は、廃止する。

附 則(平成12年条例第51号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第55号)抄

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成26年条例第42号)抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年条例第1号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日の前日において札幌市社会福祉審議会条例第1条に規定する審議会の委員であって児童福祉専門分科会(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第12条第2項の規定により読み替えて適用される同法第11条第1項に規定する児童福祉専門分科会をいう。)に属したものの(以下「児童福祉専門分科会委員」という。)の任期は、第2条の規定による改正前の同条例第4条第2項の規定にかかわらず、同日に満了する。ただし、同日において同法第11条第1項に規定する民生委員専門分科会若しくは身体障害者福祉専門分科会又は同条第2項に規定する専門分科会にも属した児童福祉専門分科会委員にあっては、この限りでない。

札幌市社会福祉審議会運営規程

昭和 47 年
規 程

(目的)

第 1 条 この規程は札幌市社会福祉審議会条例（平成 12 年条例第 2 号）第 9 条の規定により、札幌市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員)

第 2 条 審議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選による。

3 委員長の事故あるときは、副委員長がその職務を行う。

(会議)

第 3 条 審議会は、毎年 1 回定例会を開く。ただし、必要があるときは臨時会を開くものとする。

(専門分科会)

第 4 条 審議会に、次の専門分科会を置く。ただし、必要に応じその他の専門分科会を置くことができる。

専門分科会名	調査審議する事項
身体障害者福祉専門分科会	身体障害者の福祉に関する事項の調査審議
高齢者福祉専門分科会	老人の福祉に関する事項の調査審議
低所得者福祉専門分科会	低所得者の福祉に関する事項の調査審議
地域福祉活動専門分科会	地域福祉活動に関する事項の調査審議
民生委員審査専門分科会	民生委員の適否の審査に関する事項の調査審議
社会福祉施設等整備審査専門分科会	社会福祉施設、精神障害者社会復帰施設及び介護老人保健施設の整備計画の審査に関する事項の調査審議

2 専門分科会に小委員会を置くことができる。

3 専門分科会は、必要のつど分科会長が招集する。ただし、分科会長はこれを委員長に報告しなければならない。

4 専門分科会は委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決を行うことができない。

5 専門分科会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、分科会長の決するところによる。

6 専門分科会の決議を審議会が承認した場合は、その決議をもって審議会の決議とすることができる。

(専門分科会等の運営)

第5条 専門分科会並びに専門分科会に属する部会及び小委員会の運営に関して必要な事項は、別にこれを定める。

(会議の公開)

第6条 審議会は、公開とする。ただし、出席委員の過半数で議決したときは、非公開とすることができる。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長がこれを定める。

附 則

この規程は、昭和47年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和51年10月2日から施行する。

附 則

この規程は、昭和58年7月26日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年4月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年11月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年9月20日から施行する。

附 則

この規定は、平成26年10月23日から施行する。

附 則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

札幌市社会福祉審議会 所属分科会（事務局案）

資料1

所属分科会	氏名	役職等
身体障害	浅香 博文	あさか ひろふみ 公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会会長
身体障害（審査）	岩崎 倫政	いわさき のりまさ 北海道大学大学院医学研究院専門医学系部門機能再生医学分野整形外科教室教授
身体障害（審査）	大黒 浩	おおぐろ ひろし 札幌医科大学医学部眼科学講座教授
身体障害（審査）	高野 賢一	たかの けんいち 札幌医科大学耳鼻咽喉科・頭頸部外科学講座教授
身体障害（審査）	高橋 修史	たかはし しゅうじ 一般社団法人札幌歯科医師会副会長
身体障害（審査）	丹野 雅也	たんの まさや 札幌医科大学保健医療学部看護学科看護学第三講座教授
身体障害（審査）	平野 聡	ひらの さとし 北海道大学大学院医学研究院消化器外科学教室Ⅱ教授
高齢者福祉	大崎 康二	おおさき こうじ ほっかい法律事務所弁護士
高齢者福祉	今 真人	こん まさと 一般社団法人札幌市医師会会長
高齢者福祉	田辺 毅彦	たなべ たけひこ 北星学園大学文学部教授
高齢者福祉	多米 淳	ため あつし 一般社団法人札幌市医師会副会長
高齢者福祉	土肥 勝夫	どひ かつお 一般社団法人札幌市老人クラブ連合会会長
高齢者福祉	深見 正子	ふかみ まさこ 札幌市民生委員児童委員協議会理事
高齢者福祉	干場 有理子	ほしば ゆりこ 社会福祉法人札幌慈啓会慈啓会特別養護老人ホーム介護課長
低所得者	片桐 由喜	かたぎり ゆき 小樽商科大学商学部教授
低所得者	加藤 敏彦	かとう としひこ 札幌市老人福祉施設協議会会長
低所得者	鎌田 正志	かまだ まさし 札幌公共職業安定所所長
低所得者	橋本 茂樹	はしもと しげき 一般社団法人札幌市医師会理事
低所得者	村井 勇太	むらい ゆうた 公益社団法人北海道勤労者医療協会組織広報部課長
低所得者	箭原 恭子	やはら きょうこ 公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会理事長
地域福祉	池田 雅子	いけだ まさこ 北星学園大学社会福祉学部教授
地域福祉	大西 國男	おおにし くにお 札幌市民生委員児童委員協議会副会長
地域福祉	忍 正人	おし まさと 日本医療大学総合福祉学部ソーシャルワーク学科 准教授
地域福祉	神元 要子	かみもと ようこ 札幌市ボランティア連絡協議会理事
地域福祉	長江 睦子	ながえ ちかこ 一般社団法人札幌市手をつなぐ育成会会長
地域福祉	林 拓哉	はやし たくや きたあかり法律事務所弁護士
地域福祉	福迫 尚一郎	ふくさこ しょういちろう 社会福祉法人札幌市社会福祉協議会会長
地域福祉	光崎 聡	みつざき さとし 連合北海道札幌地区連合会副事務局長
民生委員	柴田 幸一郎	しばた こういちろう 一般社団法人札幌青年会議所総務・財政規則審査委員会委員長
民生委員	白川 京子	しらかわ きょうこ 札幌簡易裁判所民事調停委員
民生委員	土肥 勝夫	どひ かつお 一般社団法人札幌市老人クラブ連合会会長
民生委員	秦 直樹	はた なおき 社会福祉法人常徳会理事長
民生委員	林 美枝子	はやし みえこ 日本医療大学総合福祉学部介護福祉マネジメント学科教授
民生委員	深谷 正史	ふかや まさふみ 札幌市PTA協議会理事
民生委員	森 裕	もり ゆたか 札幌市保護司会連絡協議会幹事副会長
施設整備審査	浅香 博文	あさか ひろふみ 身体障害者福祉専門分科会長
施設整備審査	田辺 毅彦	たなべ たけひこ 高齢者福祉専門分科会長
施設整備審査	鎌田 正志	かまだ まさし 低所得者福祉専門分科会長
施設整備審査	池田 雅子	いけだ まさこ 地域福祉活動専門分科会長
施設整備審査	秦 直樹	はた なおき 民生委員審査専門分科会長

札幌市社会福祉審議会 専門分科会長等（事務局案）

資料2

専門分科会・部会名	分科会長	副分科会長	部会長
身体障害者福祉専門分科会	浅香 博文 委員	平野 聡 委員	
審査部会			平野 聡 委員
高齢者福祉専門分科会	田辺 毅彦 委員	大崎 康二 委員	
低所得者福祉専門分科会	鎌田 正志 委員	箭原 恭子 委員	
地域福祉活動専門分科会	池田 雅子 委員	忍 正人 委員	
民生委員審査専門分科会	秦 直樹 委員	深谷 正史 委員	
社会福祉施設等整備審査専門分科会	分科会の開催時に決定		

令和4年度分科会の活動実績について

○社会福祉施設等整備審査専門分科会

【審議概要】

札幌市内における第一種、第二種社会福祉事業を行う社会福祉施設（児童福祉施設を除く）及び介護老人保健施設の整備計画、事業予定者等の適格性を多角的に審査する。

<審査対象>

- ・社会福祉施設の創設、増築、大規模修繕等の施設整備計画
- ・介護老人保健施設の創設に係る施設整備計画
- ・その他社会福祉施設等の整備等に関し、市長から特に要請を受けたもの

【所属委員（令和5年3月31日時点）】

社会福祉施設等整備審査専門分科会の委員は、各分科会の分科会長で構成している。

会長	浅香 博文	身体障害者福祉専門分科会長
副会長	秦 直樹	民生委員審査専門分科会長
委員	阿部 匡	低所得者福祉専門分科会長
	田辺 毅彦	高齢者福祉専門分科会長
	福迫 尚一郎	地域福祉活動専門分科会長

【活動実績】

(1) 令和4年6月10日

(議題)

広域型特別養護老人ホーム審査（大規模修繕1件）

(審議結果)

申請のあった1件の審査を行い、1件の計画を認めた

(2) 令和4年11月22日

(議題)

広域型特別養護老人ホーム審査（創設2件、増床2件、転換4件）

軽費老人ホーム審査（改築1件）

(審議結果)

申請のあった9件の審査を行い、9件の計画を認めた

(3) 令和5年2月24日

(議題)

障害児入所・障がい者支援施設審査（創設2件）

グループホーム審査（創設1件）

(審議結果)

申請のあった3件の審査を行い、2件の計画を認めた

○民生委員審査専門分科会

【審議概要】

札幌市民生委員推薦会から市長へ推薦された民生委員・児童委員について、市長から諮問を受け、委員として適任か審査し、市長へ答申を行う。年3回開催。

【所属委員（令和5年3月31日時点）】

□会長	秦 直樹	札幌児童養護施設興正学園施設長
□副会長	深谷 正史	札幌市PTA協議会理事
□委員	花田 吉治	札幌市老人クラブ連合会会長
	高島 進	札幌市保護司会連絡協議会幹事副会長
	井口 優	札幌青年会議所専務理事
	八木橋 眞規子	札幌簡易裁判所所属民事調停委員
	林 美枝子	日本医療大学総合福祉学部介護福祉マネジメント学科教授

【活動実績】

(1) 令和4年7月14日

(議題)

民生委員・児童委員の欠員状況について

個人審査（推薦会から市長へ推薦された委員の審査）

(審議結果)

市長から諮問された27名について審査し、全員適任であると答申

(2) 令和4年11月22日

(議題)

民生委員・児童委員の欠員状況について

個人審査（推薦会から市長へ推薦された委員の審査）

(審議結果)

市長から諮問された2,792名について審査し、全員適任であると答申

(3) 令和5年3月22日

(議題)

民生委員・児童委員の欠員状況について

個人審査（推薦会から市長へ推薦された委員の審査）

(審議結果)

市長から諮問された32名について審査し、全員適任であると答申

○身体障害者福祉専門分科会審査部会

【審議概要】

身体障害者福祉法第 15 条に基づく医師の指定及び身体障害者福祉法施行令第 5 条第 1 項に基づく障害程度の審査を行う。

【所属委員（令和 5 年 3 月 31 日時点）】

身体障害者福祉専門分科会審査部会の委員は、6 名の医師で構成している。

- 部会長 平野 聡（消化器外科）
- 委員 岩崎 倫政（整形外科）
大黒 浩（眼科）
高野 賢一（耳鼻咽喉科）
丹野 雅也（内科）
高橋 修史（歯科）

【活動実績】

(1) 令和 4 年 8 月 16 日（部会長議決日）

（議題）

医師の指定審査（126 件）

障害程度の審査（12 件：新規申請 8 件、再交付申請 4 件）

（審議結果）

医師の指定審査・・・承認 126 件、不承認 0 件

障害程度の審査・・・該当 0 件（新規申請 0 件、再交付申請 0 件）
非該当 12 件（新規申請 8 件、再交付申請 4 件）
保留 0 件

(2) 令和 5 年 2 月 13 日（部会長議決日）

（議題）

医師の指定審査（63 件）

障害程度の審査（7 件：新規申請 6 件、再交付申請 1 件）

（審議結果）

医師の指定審査・・・承認 63 件、不承認 0 件

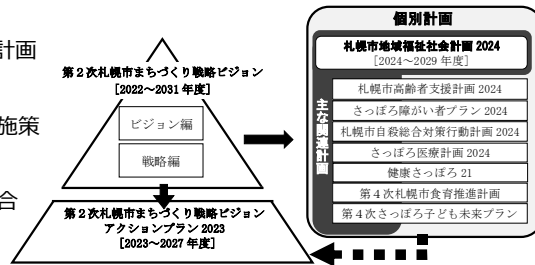
障害程度の審査・・・該当 0 件
非該当 7 件（新規申請 6 件、再交付申請 1 件）
保留 0 件

※全委員が揃うことが困難なため、審査部会運営要綱第 4 条第 4 項に基づき、書面会議による審査とした。

第1章 計画の策定にあたって（本書 1～8P）

1 計画の位置づけ

- ・社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画
- ・総合計画「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の地域福祉分野の個別計画
- ・各個別計画における地域福祉分野に係る個別施策を盛り込み、連携、調和を図った計画
- ※ 単独計画として策定していた札幌市成年後見制度利用促進基本計画を統合



2 計画期間 2024～2029年度までの6年間

第2章 計画策定の背景（本書 9～40P）

1 国の検討状況 社会福祉法改正(平成30年4月施行、令和5年4月施行)

- ・包括的な支援体制の整備が市町村の努力義務として規定される。
- ・地域福祉の推進＝「地域共生社会」の実現を目指すものとして明確化される。

2 現計画の振り返り

- ・札幌市地域福祉社会計画（第4期）
新型コロナウイルス感染症等により進捗に影響のあった施策や取組、指標も多くなり、停滞した地域福祉活動を取り戻すための取組を進める必要がある。また、地域福祉活動の担い手の不足について、重要な課題として再認識していくことが求められる。
- ・札幌市成年後見制度利用促進基本計画
概ね計画に沿って取組を進めており、今後も権利擁護支援を更に推進していく必要がある。

3 札幌市の地域福祉分野における現状と課題

課題1 地域で支援を必要とする方の増加

高齢化などの社会構造の変化等による、支援を必要とする方の増加
高齢化率：24.9%（平成27年）⇒27.9%（令和4年）

課題2 社会から孤立する世帯の増加

近所付き合いの程度について「挨拶をする程度」「付き合いはない」と答えた方の合計：59.8%（平成28年）⇒65.5%（令和4年）

課題3 地域福祉活動の担い手不足

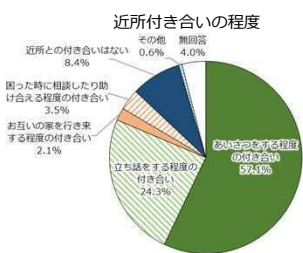
福まち活動者や民生委員・児童委員の充足率の低下
福まち活動者：13,356人（平成28年）⇒12,003人（令和3年度）
民生委員充足率：95.2%（平成28年度末）⇒93.8%（令和4年度末）

課題4 地域福祉活動の認知度の低下

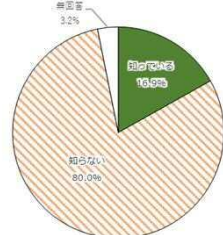
福祉のまち推進センターの認知度：20.3%（平成28年）⇒16.9%（令和4年）
地域活動に参加していない理由に「情報がないから」と答えた方：45.4%（令和4年）

課題5 複合的な課題・制度の狭間等の課題を抱えた世帯の増加・顕在化
ケアラー、ダブルケア、8050問題など家族全体の課題を抱える世帯
ごみ屋敷問題、支援拒否世帯などの既存制度では支援が難しい世帯

地域の福祉活動に関する市民意識調査（令和4年実施）



福祉のまち推進センターの認知度



課題を抱える世帯が支援の手から漏れることがないように、多様な主体の連携強化
地域福祉活動の認知度上昇や担い手確保に向けた人材確保・広報活動の強化 } が求められる。

第3章 計画の理念・目標と体系（本書 41～46P）

1 目指すべき地域福祉の方向性

- (1) 地域共生社会の実現
社会福祉法において明確化された、「地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら参加し、共生する地域社会（地域共生社会）の実現」を目指していく。
- (2) 住民に身近な圏域での体制整備
住民主体の組織を中心とした地域づくりを目指し、新型コロナウイルス感染症により停滞した地域福祉活動のリスタート及び持続可能な地域福祉活動に向けた支援を行っていく。
- (3) 市区圏域での体制整備
深刻な課題が地域で埋もれることのないよう、関係機関のみならず住民主体の組織とも連携した包括的・重層的な支援が行われるような体制を目指す。

2 基本理念・基本目標

<基本理念> 互いに関心を持ち、支え合い、つながり合って、
みんなで創る安心して暮らし続けられるまち

支える側・支えられる側に分かれることなく、それぞれが可能な範囲で役割を持って地域社会に参加するため、互いに関心をもってつながり、支え合う「共生社会」の実現を目指すことを表現

【基本目標Ⅰ】 地域で安心して生活するための活動を支援し、環境を整備します

孤立を防ぎ、暮らしにくさや困りごとを抱える方が地域で安心して生活できるよう、地域の住民や、関係機関、事業者などによる地域福祉活動の推進に向けた支援を行うとともに地域の防災活動など安全安心で暮らしやすい環境づくりを進める。

施策1	福祉のまち推進事業による地域福祉活動への支援
施策2	住民等による地域福祉活動の推進
施策3	支え合いながら地域で生活するための環境整備

【基本目標Ⅱ】 地域生活の困りごとに寄り添う相談・支援体制を整えていきます

地域生活における福祉的な課題への対応や成年後見制度の利用促進のため、行政・専門機関などによる相談・支援体制を整備する。

施策4	地域で生活するためのサービスや相談体制の充実
施策5	権利擁護支援のための成年後見制度等の利用促進
施策6	生活困窮者への支援体制の充実

【基本目標Ⅲ】 様々な地域の困りごとにみんなで連携して対応します

地域の福祉活動を推進し、地域の様々な福祉的課題に対応していくため、地域住民や、関係機関、事業者、行政などが連携して取り組む。

施策7	地域福祉推進のための連携の取組
-----	-----------------

第4章 施策の展開 (本書 47~75P)

【レベ】：レベルアップを含む取組 【新規】：新規事業を含む取組 【人・広】：人材確保や広報強化を含む取組

施策1 福祉のまち推進事業による地域福祉活動への支援	
施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 見守り活動の充実・拡大 課題の解決の調整役の担い手の育成 新たな担い手の確保のための若年層の参加促進や広報策の検討
【新規】【レベ】その他主な取組	<p>【人・広】地区福祉のまち推進センター及び活動者への支援 社会福祉協議会と連携し、活動費助成や研修実施事例集の作成等の支援を継続するほか、新たな担い手の確保につながるよう、子育て世代や子どもが参加しやすい活動の強化や、福まち活動を周知する効果的な広報の手法等を検討・実施していく。</p>
施策2 住民等による地域福祉活動の推進	
施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 意識啓発や広報、福祉教育等の充実 地域福祉活動に関する研修や体験事業の実施、活動の相談や調整の取組の充実 地域福祉活動への参加意識の醸成 ボランティア団体やNPOの取組の支援 市民の多様な参加を推進するための寄付文化の醸造 民生委員・児童委員の活動の支援
【新規】【レベ】その他主な取組	<p>【人・広】多様な主体や方法による地域福祉活動の推進 「事業者等による見守り事業」や「福祉除雪事業」等の取組について、新たな活動者確保のための広報強化や事業PRを強化する。</p> <p>【人・広】民生委員・児童委員活動の支援 民生委員・児童委員の活動を円滑に進めるために、必要な情報提供、民生委員児童委員協議会に対する研修会等に対する支援を継続するとともに、新たな担い手の確保のための、活動の負担軽減策や広報の強化に取り組む。</p>
施策3 支え合いながら地域で生活するための環境整備	
施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 地域で安心して暮らし続けられる生活基盤の整備 災害時要配慮者に対する避難支援の取組の推進 防災体制の強化及び関係機関との緊密な連携 災害発生時における、ボランティアの円滑な受け入れ体制や医療体制の整備の推進
【新規】【レベ】その他主な取組	<p>【新規】福祉のまちづくり条例に基づく各種事業の実施 民間の公共的施設のバリアフリー改修費用補助により、バリアフリー化を促進する。</p> <p>【新規】個別避難計画作成の推進 避難行動要支援者名簿掲載者のうち、災害危険区域に居住する、重度の要介護者や障がいのある方を対象として、個別避難計画作成の取組を進める。</p> <p>【レベ】災害医療体制の充実・強化 北海道胆振東部地震の経験を踏まえ、医療的な支援を要する患者への災害時の医療提供体制を整備するとともに、医療機関、医師会等との訓練実施により、災害医療体制の充実・強化を図る。</p>

施策4 地域で生活するためのサービスや相談体制の充実	
施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 在宅福祉に関するサービスの充実 相談支援体制の充実とわかりやすい情報発信の実施 複合的な福祉課題等を抱えた世帯に対応する取組の推進 専門職の人員確保や資質向上、事業所の情報提供の実施
【新規】【レベ】その他主な取組	<p>【新規】【レベ】相談支援機関の充実 地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所の相談体制の強化や職員の処遇改善を実施する。 加えて「自殺総合対策事業」における若年層の自殺防止対策の強化や、「ひきこもり対策推進事業」における相談体制の強化を目指した取組や利用者のニーズ把握に向けた取組を行う。 また、相談支援機関同士の連携による取組を進め、事例検討や合同出張相談会等を実施する。 複合的な福祉課題等を抱えた市民に対する支援体制の構築のため設置された支援調整課による組織横断的な対応の取組を推進する。</p>
施策5 権利擁護支援のための成年後見制度等の利用促進	
施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度利用促進に向けた普及啓発の推進と正しい制度理解につながる取組の実施 制度利用が必要な人を利用につなげる支援の実施 権利擁護支援の担い手確保や育成及び後見活動の支援
【新規】【レベ】その他主な取組	<p>【レベ】地域連携ネットワークづくりに向けた取組 権利擁護が必要な人の支援のため構築される地域連携ネットワークについて、中核機関（札幌市成年後見推進センター）がコーディネートの役割を担い、関係機関同士の顔の見える関係性の構築に取り組む。</p> <p>【レベ】後見人となる人材の確保・育成・支援 市民後見人の養成や研修などによる継続支援を実施すると共に、活動中の市民後見人に対する適切なサポート体制を構築し、活躍できる機会の創出を目指す。</p>
施策6 生活困窮者への支援体制の充実	
施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者の自立に向けた包括的な支援体制の構築と自立相談支援機関における支援プラン策定等の支援の実施 支援機関や住民組織との連携による、生活困窮者の孤立防止のための、発見や支え合いの取組の実施 生活困窮者の働く場や社会参加の場の創出、様々な団体や市民活動と連携した支援ネットワークの構築 生活困窮世帯の子どもの学習意欲と進学意欲の向上 各種事業による本人の状況に応じた支援の提供
【新規】【レベ】その他主な取組	<p>【新規】家計改善支援事業 支援員による家計管理に関する相談、アドバイスの実施や、必要に応じた法律相談や貸付事業等の活用を促進によって、生活困窮者の生活の再生や自立を支援する。</p>

施策7 地域福祉推進のための連携の取組	
施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉活動における多様な主体の連携・協働の推進 複合的な福祉課題等を抱えた世帯へ対応する包括的な支援体制の整備の推進 各地区の福まち活動等におけるノウハウや情報の共有の促進
【新規】【レベ】その他主な取組	<p>※基本目標Ⅲ（施策7）については基本目標Ⅰ（施策1～3）、基本目標Ⅱ（施策4～6）の掲載事業から「事業者等による見守り事業」や相談支援機関同士の連携などの多様な主体の連携の推進に係る取組や支援調整課による組織横断的な対応の取組など、連携に関係する取組が再掲される。</p>

第5章 計画の推進 (本書 77~83P)

1 計画の推進体制

- 市民、事業者、行政等の協働による計画の推進
- 社会福祉協議会との連携による事業の推進

2 計画の進行管理・評価

計画の進捗状況等は、適宜、札幌市社会福祉審議会などの附属機関に報告、評価・意見をうけて検証

3 成果指標

計画の成果を客観的に確認するため、施策ごとに成果指標を設定、目標への進捗を検証

	指標	基準(2022年度)	目標(2029年度)
施策1	見守り活動を実施・継続する地区の割合	97.75%	100%
施策2	地域活動に参加したことがある市民の割合	39.6%	45%
施策3	心のバリアフリーの理解度	26.6%	60%
	個別避難計画作成の対象者に対して働きかけを行った割合	-	100%
施策4	生活や健康・福祉の相談先として地域包括支援センターを選択する市民の割合	12.1%	16%
	障がい者相談支援事業所の相談者の課題解決件数 ※単年度	-	5,640件
施策5	成年後見制度の市民の認知度(制度内容を知っている市民の割合)	35.5%	50%
施策6	生活就労支援センター利用者のうち就労・増収となった人数 ※単年度	502人	1,300人
施策7	複合的な福祉課題等を抱える市民の支援方針が決まった割合(支援調整課で対応したもの)	100%	100%

第1章 計画策定にあたって

計画の概要

- 地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を目指し、「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」「認知症施策推進計画」を一体的に策定することにより、高齢者支援施策の総合的な推進と円滑な実施を目指すもの
- 老人福祉法、介護保険法、共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく計画
- 第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンにおける重要概念の1つである「ウェルネス」の推進にも資する個別計画であり、ビジョンの基本的な方向に沿った高齢保健福祉分野の事業計画
- 札幌市地域福祉社会計画、障がいや医療分野の個別計画との連動、さらに北海道が策定する「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」等とも整合性を確保
- 孤独・孤立対策や家族介護者（ケアラー）支援について、関連計画と共通の理念を盛り込む
 - ※高齢者保健福祉計画・・・老人福祉事業の供給体制の確保に関して必要な事項を定めるもので、老人福祉法に基づき策定
 - ※介護保険事業計画・・・介護サービスや地域支援事業の量と費用を推計し、第1号保険料額を設定するもので、介護保険法に基づき3年を1期として策定
 - ※認知症施策推進計画・・・認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するもので、認知症基本法に基づき策定

計画の期間

令和6年度から令和8年度まで（3年間）

第2章 前計画の取組状況

前計画の指標の達成状況

- 家族介護者の介護負担を示す指標は、概ね横ばいで、半数近くの家族介護者が介護になんらかの負担を感じており、介護保険サービスのみならず、地域の支え合いなど、家族介護者の孤立を防ぐ地域づくりを進めていく必要がある。
- 高齢者の社会参加や主体的な地域活動への参画に関する指標は、目標値を下回り、コロナ禍における影響が考えられる。今後は高齢者が積極的にかつ主体的に社会参加できるようなきっかけづくりや仕組みを構築していく必要がある。
- 困りごとの相談先がないという指標は、概ね横ばいとなっており、相談先の周知はもとより、高齢者一人ひとりに寄りそった支援を展開していく必要がある。
- 介護予防活動の指標や健康を自覚する高齢者の割合は、ともに目標を達成しておらず、コロナ禍の影響が考えられ、感染症の状況も踏まえながらの介護予防や健康づくりの展開が求められる。
- 認知症サポーターの養成数は目標を大きく上回り、令和5年6月に成立した認知症基本法を踏まえ、活動の場を挙げ、認知症の方と家族にやさしい地域づくりを一層進める必要がある。認知症相談先の認知度は、目標を上回っているが十分とはいえないため、引き続き周知に努めていく必要がある。
- 介護人材の確保と業務効率化の取組及び災害・感染症対策の体制整備に係る指標については、目標を達成したのものもあるが、達成状況が途上のももあり、様々な機会を捉え、多様な手法で介護サービス事業者へ継続的に支援を行っていくことが必要。
- 保険給付の適正化に資する指標は目標を達成しておらず、引き続き持続可能な介護保険制度の運営に努めていく必要がある。

第3章 高齢者を取り巻く現状と課題

現状	課題
＜高齢者人口や世帯などの状況＞ <ul style="list-style-type: none"> 札幌市の高齢化率 R4.10 28.2% 高齢単身世帯、高齢夫婦世帯の増加が続く 道内他市町村からの転入高齢者が概ね2,000人/年超で推移 75歳以上の転入者の割合が多い傾向が続く 	<ul style="list-style-type: none"> 今後特に75歳以上の後期高齢者の増加が著しく、増大する支援ニーズに持続的に対応していくサービスや支援体制の在り方について検討が必要

現状	課題
＜高齢者の心身の状況と活動状況＞ <ul style="list-style-type: none"> 平均寿命と平均余命は延伸傾向 多くの高齢者が健康を自覚し、健康維持を意識 コロナ禍の影響で身体機能が低下 口腔機能にリスクを抱える高齢者が多い 介護予防のために何をすればよいかわからない高齢者が多い 社会参加の機会が不足と感じる高齢者が多い 体力・健康面の不安で地域活動に不参加の方が増加 就業意欲は高いが、有業率は低い 	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍でフレイル状態となる高齢者が増加し、積極的な介護予防活動の展開が必要 元気な高齢者の割合が高いが、介護ニーズの高い高齢者も増加していくため、介護予防のさらなる推進と健康寿命の延伸に努める必要 心身の活性化や生きがいにつながる、健康寿命の延伸に有効な社会参加の拡大や促進が必要であり、介護予防や担い手確保の観点からもニーズに即した社会参加の機会拡大が重要
＜高齢者の生活と支援体制＞ <ul style="list-style-type: none"> 頼る相手がいないひとり暮らし高齢者が多い 有事の際に頼れる人がいない高齢者が1割弱 在宅生活の継続を希望する高齢者、最期を自宅で迎えたい高齢者が多い 孤立死を心配する高齢者が一定数いる 在宅における医療的ケアのニーズが増大 事業者が看取りを援助する条件として医療との連携が重要 	<ul style="list-style-type: none"> 身近な地域でニーズに即した相談・支援体制を強化する必要がある 公的サービスに加え地域でのサービス提供主体の拡充と連携強化に努める必要がある 災害や感染症流行に備え、平時からの備えを市民一人ひとりが我が事として捉え検討する必要がある より一層の医療・介護連携の推進が必要
＜家族介護者の状況＞ <ul style="list-style-type: none"> 主な介護者の6割が家族で60代が最多 家族介護者の半数以上が介護に負担を感じ、特に認知症の方の家族介護者は負担を感じる割合、負担感とも強い 介護離職者や、介護と仕事の両立に困難を感じる人が一定数存在し、特に認知症高齢者の家族介護者は両立、継続が困難と考える傾向 	<ul style="list-style-type: none"> 1人の家族介護者に係る負担の増大が見込まれ、必要なサービスのタイムリーな提供が必要 介護の悩みを家族で抱え込まないよう相談支援体制の充実強化が必要
＜認知症高齢者の状況＞ <ul style="list-style-type: none"> 高齢者の9人に1人が認知症 認知症高齢者はさらに増加 認知症の方は偏見を持たれやすい傾向 約8割の高齢者が認知症予防に取り組んでいる 地域の目が徘徊認知症高齢者の早期発見に重要 症状が進行してからの相談対応が多い 被害待者に認知症高齢者が多い 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症に関する市民理解を進め、共生社会の推進に向けた取組の充実が必要 認知症予防の情報提供や、認知症になっても孤立せず安心して暮らせる取組が必要 個々の認知症の方の状況に応じたサービスを提供できる支援体制の整備、事業所職員等の介護サービスの質の向上を図ることが必要
＜要介護・要支援認定者と介護サービスの状況＞ <ul style="list-style-type: none"> 第1号被保険者の約7人に1人がサービスを利用 全国より要介護等認定率が高く、要支援認定者の割合が多い 要介護等認定者には生活習慣病などの疾患が多い 要介護度が重度の方ほど前回判定より悪化しやすい 全国と比べ要支援認定者のサービス利用率が低い サービス未利用者のうち7割は全く利用経験なし 利用未経験者の多くは「お守り認定」 	<ul style="list-style-type: none"> 要介護等高齢者の増加を見据え、持続可能な介護保険制度の運営に取り組む必要 適切なケアマネジメントにより要介護状態の悪化防止が必要 介護保険サービスのみならず多様な方法で介護予防に取り組める地域づくりを進める必要がある 様々な生活支援ニーズに応じた包括的支援が求められる 地域住民の主体的な支え合いを育み、共生社会の実現に向けた地域づくりの推進が重要
＜介護サービス提供事業者の状況＞ <ul style="list-style-type: none"> 約半数のサービス事業所がさらに職員が必要と考える 職員の離職理由として多いのは職場の人間関係 生産性向上や業務効率化にAI・ICT機器を活用 介護サービス提供に伴う事務量の多さに負担感 介護サービスのニーズが今後も増加 災害や感染症に二対応した体制整備はなお途上 	<ul style="list-style-type: none"> 制度の根幹であるケアマネジメントや介護サービスの質の向上に取り組む必要 サービス提供の基盤整備と人材確保を両輪として進める必要がある 担い手の発掘や業務効率化に取り組む必要 災害や感染症流行に備えた事業者の体制整備等に平時からの備えが必要
＜介護保険制度運営の現状と今後の展開＞ <ul style="list-style-type: none"> 総人口の減少、少子高齢化がますます進み、高齢者、要介護等認定者数は増加 保険給付費は増加見込み 	<ul style="list-style-type: none"> 適切かつ自助・互助・共助・公助のバランスを考慮した持続可能な制度運営が必要 給付適正化、サービスの質の向上に取り組む必要

第4章 計画の基本目標

基本目標

いくつになっても 住み慣れた地域で
希望と生きがいを持って 自分らしく暮らし続けることができるまちづくり

前計画までの基本目標の方向性を継承しながら、少子高齢化や超高齢社会を見据えた共生社会の実現に向けて一部見直し。認知症基本法の成立や本市の高齢者の健康寿命延伸の取組を踏まえ、「希望」と「生きがい」を持って、「自分らしく」暮らし続けることができるまちづくりを目指す。

第5章 施策の体系と展開

〈視点1〉安心して住み続けられる生活環境の整備

方向性

- 施設サービスなど介護サービスの提供体制の整備を推進
- 住み慣れた地域で最期まで暮らし続けられる環境整備
- 自然災害や感染症流行に市民や支援機関が日頃から備える必要

主な取組

○施策1 介護サービス等の充実

- ・特別養護老人ホームの整備
- ・認知症高齢者グループホームの整備
- ・特定施設入居者生活介護（特定施設）の整備
- ・介護保険施設等開設準備経費補助事業の実施
- ・サービス付き高齢者向け住宅の供給促進
- ・住宅確保要配慮者居住支援事業の実施

拡大・強化

○施策2 高齢者が暮らしやすい環境づくり

- ・「札幌市バリアフリー基本構想」に基づくバリアフリー整備
- ・福祉のまち推進センター活動の支援
- ・民間公共施設バリアフリー化推進のための財政的支援
- ・福祉のまちづくり推進会議の開催

○施策3 災害・感染症への備えの強化

- ・個別避難計画の作成の推進
- ・災害医療体制整備事業の実施
- ・要配慮者二次避難所（福祉避難所）の確保
- ・災害時における支援の推進

新規

拡大・強化

拡大・強化

〈視点2〉地域共生社会の実現に向けた支援体制の充実・連携強化

方向性

- 高齢者が身近な地域でニーズに即した相談、支援が受けられる体制の強化
- 多様なニーズに対応できるよう、地域における多様なサービスの提供主体の拡充と連携強化に努める
- 家族介護者の介護負担を軽減し、地域社会全体で孤立を防ぎ支えていく

主な取組

○施策4 相談・見守り体制の充実・強化

- ・地域包括支援センターの機能強化
- ・民間事業者等との見守り連携協定の締結
- ・介護予防活動の充実
- 拡大・強化

拡大・強化

○施策5 支援機関の機能とネットワークの強化

- ・支援調整課の設置
- ・さっぽろ医療計画推進事業の実施
- ・区役所における総合的・横断的な相談対応
- ・地域共生医療推進事業の実施
- ・ひきこもりや8050等の孤独・孤立問題への対応
- ・在宅医療・介護連携推進事業の実施
- に向けた支援機関の連携強化

新規

拡大・強化

拡大・強化

拡大・強化

〈視点3〉高齢者がいつまでも自分らしく生活できる地域づくり

方向性

- 身近な地域で介護予防に取り組むことができるよう、介護予防の普及啓発を進めるとともに、専門職と連携した効果的な介護予防活動を充実
- 高齢者が社会で役割を持って活躍できる環境整備や、介護予防・健康づくりを強化し健康寿命の延伸を図る
- 様々なニーズを有する高齢者の生活を支える生活支援サービスが利用できる環境整備の推進

主な取組

○施策6 介護予防活動の推進

- ・介護予防活動の充実
- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
- ・オールフレイル及び低栄養予防の推進

拡大・強化

○施策7 高齢期の健康づくりと社会参加による健康寿命延伸

- ・高齢者健康寿命延伸事業の実施
- ・老人クラブへの活動支援
- ・後期高齢者健康診査及び特定健康診査の実施
- ・国民健康保険加入者の生活習慣病重症化予防
- ・心のバリアフリー推進事業の実施
- ・シニアワーキングさっぽろの開催

新規

拡大・強化

拡大・強化

○施策8 生活支援の拡充

- ・介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- ・生活支援体制整備事業の実施

〈視点4〉認知症施策の推進（認知症施策推進計画）

方向性

- 認知症の方と家族等が安心して暮らせるよう、認知症に関する正しい知識と理解の普及啓発、自立した日常・社会生活のためのバリアフリー化や地域における見守り体制の整備を推進
- 認知症の方が生きがいや希望を持って暮らせるよう、社会参加の機会の確保や権利利益の保護、家族介護者を含めた早期相談・支援体制の充実強化を図る
- 個々の認知症の方の状況に応じた適切な保健・医療・福祉・介護サービスを切れ目なく提供するネットワークを構築し、必要な介護サービスを整備することで認知症の方とその家族を支える

主な取組

○施策9 認知症に対する市民理解の推進

- ・認知症サポーター養成講座の実施
- ・認知症に関する相談窓口の周知
- ・チームオレンジの体制整備
- ・認知症カフェの支援
- ・認知症市民向け啓発の実施
- ・認知症キャラバン・メイトの育成

○施策10 認知症の方と家族への支援体制の整備

- ・介護予防活動の充実
- ・チームオレンジの体制整備
- ・認知症カフェの支援
- ・男性介護者の交流会（ケア友の会）の開催

○施策11 関係職員の資質向上及び医療と介護の連携強化・ネットワークの構築

- ・認知症支援事業推進委員会の開催
- ・認知症医療・支援体制の充実
- ・在宅医療・介護連携推進事業の実施
- ・在宅医療・介護連携推進事業に関する相談窓口の運営

〈視点5〉超高齢社会においても持続可能な制度運営

方向性

- 介護保険制度の根幹であるケアマネジメントや、各種介護保険サービスの質の向上に引き続き取り組む
- 公平、公正で安定的な介護保険制度の運営のため、担い手減少下においても介護サービスの質が維持できるよう、介護人材の確保・定着や介護現場の負担軽減を図る

主な取組

○施策12 安定的な介護保険サービスの提供と質の向上

- ・縦覧点検・医療情報との突合
- ・ケアプラン点検の実施
- ・高額介護サービス費等の申請勧奨と支給
- ・介護サービス事業者への指導及び指導事項等の周知

○施策13 担い手の確保と業務効率化の推進

- ・介護現場の生産性向上支援
- ・介護認定審査会の簡略化による業務効率化推進
- ・リーダー・育成担当者向けのフォローアップ研修
- ・若年層に対する介護のイメージアップ啓発

新規

新規

さっぽろ障がい者プラン2024概要(案)

1 計画の策定にあたって

計画の位置付け

- 本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画(児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画を含む。)、障害者文化芸術推進法第8条第1項に基づく地方公共団体障害者文化芸術活動推進計画、読書バリアフリー法第8条第1項に基づく地方公共団体読書バリアフリー推進計画を一体的に策定した計画であり、本市における障がい者施策全般に関する基本的な計画として位置付けられる。
- さっぽろ障がい者プラン2018(2018年度～2023年度)の計画期間が終了することから、引き続き市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、さっぽろ障がい者プラン2024を策定する。

計画期間

本計画の期間は2024年度から2029年度までの6年間とする。ただし、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく札幌市障がい福祉計画(第7期)・札幌市障がい児福祉計画(第3期)に関する部分については、2026年度までを計画期間とし、計画の目標やサービス見込み量等を設定する。



他計画との関係

本計画は、札幌市のまちづくりの指針である「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」の個別計画に位置づけられるとともに、関連計画との整合性をもちつつ、SDGsの視点も意識したものとす。



新計画策定の視点

- ◎ユニバーサル(共生社会)実現に向けたバックカスティング思考
- ◎訴求対象を一般市民に拡大したインクルージョン思考
- ◎自己実現や生きがいも重視したウェルビーイング思考

▶▶新たな価値を提示し、未来を変える計画ハンスト

2 障がい福祉を取り巻く現状

トピック1 国の動向～主な新法制定や法改正等

新法制定	制定の趣旨
障害者文化芸術活動推進法	障がいのある方による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進
読書バリアフリー法	障がいの有無にかかわらず、等しく読書を通じて文字・活字文化を享受できる社会の実現
障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法	障がいのある方による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の総合的な推進
医療的ケア児支援法	医療的ケア児及びその家族に対する支援の推進
法改正等	改正の趣旨
障害者差別解消法	事業者による障がいのある方への合理的配慮の提供の法的義務化など
精神保健福祉法	「入院者訪問支援事業」の創設など

トピック2 ファクトから見た札幌市の現状



3 2022年度札幌市障がい児者実態等調査(抜粋)

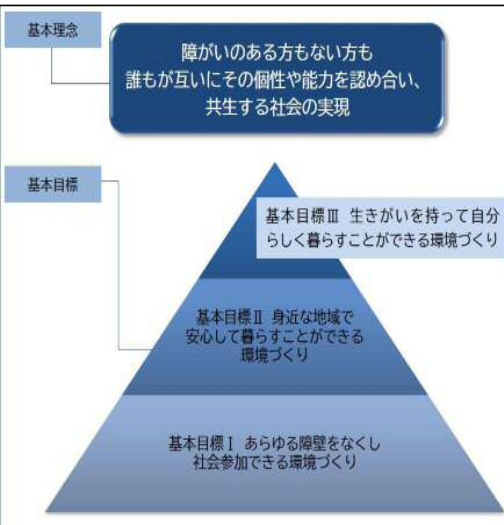
1 バリアフリー関係	2 市民理解関係
官公庁施設や医療施設、スーパーマーケットにおけるバリアフリー化のニーズが高い	障がいのある方に対する市民の理解度は深まっているとは言えない
3 災害時避難関係	4 人権擁護関係
避難場所が必要な支援を受けられるか不安に感じている方が最も多い	およそ半数近い障がい児に差別経験がある

4 現計画の成果目標と進捗状況

【評価の考え方 ◎:目標達成確実 ○:目標達成の見込み △:目標未達の見込み】

成果目標	当初値(2019)	目標値(2023)	実績値(2022)	評価
成果目標1 入所施設の入所者の地域生活への移行				
施設入所者の地域生活への移行者数 ※実績値は2021	2,009人(入所者数)	60人(移行者数)	36人(移行者数)	○
施設入所者数の減少	2,009人(入所者数)	▲110人	▲89人	○
成果目標2 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実				
1か所以上の地域生活支援拠点等の確保	—	確保	確保	◎
年1回以上の運用状況の検証	—	検証	検証	◎
成果目標3 福祉施設から一般就労への移行				
就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数	621人	680人(移行者数)	638人(移行者数)	○
→ 就労移行支援事業の利用者の一般就労への移行者数	424人	430人(移行者数)	405人(移行者数)	△
→ 就労継続支援A型利用者の一般就労への移行者数	87人	100人(移行者数)	107人(移行者数)	◎
→ 就労継続支援B型利用者の一般就労への移行者数	110人	150人(移行者数)	126人(移行者数)	○
就労定着支援事業の利用者数(利用割合)	—	70%(利用割合)	41.2%(利用割合)	△
成果目標4 医療的ケアを必要とする障がいのある子どもへの支援				
コーディネート機能の構築	—	構築	構築中	○
成果目標5 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組の推進				
実施体制の確保	—	確保	推進中	○
事業所支援の取組の推進	—	推進	推進中	○
成果目標6 障がいのある方に対する理解促進				
障がいのある方にとって地域で暮らしやすいまちであると思う障がいのある方の割合	48.4%	60%	47.1%	△
障がいのある子どもにとって地域で暮らしやすいまちであると思う保護者の割合	35.4%	60%	31.2%	△
総括	障がいのある方が、安心して一般就労を含む地域生活を送るためには、障害福祉サービス等のさらなる質の向上のほか、より一層の障がいのある方に対する理解促進などが必要			

5 計画の体系(基本理念・基本目標・重要課題)



- ### 重要課題 1 バリアフリー環境の整備と心のバリアフリーの普及啓発
- ◆共生社会の実現に資する取組である「移動しやすい環境の整備」として、公共交通機関や多数の者が利用する建築物のバリアフリー化のほか、多くの市民が「心のバリアフリー」について理解できるような取組を進め、日常生活を始めとして様々な場面における障壁や困難を解消し、誰もが他者とつながり、交流できる環境を整えていくことが必要
- ### 重要課題 2 感染症拡大や災害発生時なども見据えた孤独・孤立対策
- ◆新型コロナウイルス感染症の感染拡大は国民生活に様々な影響を及ぼしており、地震・台風等の災害発生時も含め、特に障がいのある方など配慮を要する方々への支援が必要
 - ◆人口減少や少子高齢化、核家族化といった社会環境の変化や地域社会における人と人とのつながりの希薄化、老々介護やダブルケアなど、家族介護を取り巻く課題が多様化している中、ケアラー・ヤングケアラーや孤独・孤立の問題が顕在化しており、こうした方々に対する支援が求められている。
- ### 重要課題 3 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現
- ◆全ての国民が障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障害者基本法の理念に則り、障がいのある方の権利擁護として、事業者に対して合理的配慮の提供を義務付けた改正障害者差別解消法の理解促進や障がいのある方への虐待防止の取組、障がいのある子どもへの支援を進めることが必要

さっぽろ障がい者プラン2024概要（案）

6 施策体系（札幌市障がい者計画等）

基本理念	基本目標	基本施策	施策の柱	主な取組【注：成果目標毎に重点取組を設定（数字は関連する成果目標の番号）】		
障がいのある方もない方も誰もが互いにその個性や能力を認め合い、共生する社会の実現	I あらゆる障壁をなくし社会参加できる環境づくり	1 差別の解消・権利擁護の推進・虐待の防止	① 障がいを理由とする差別解消 ② 合理的配慮の提供 など 重要課題2・3	改正障害者差別解消法の周知啓発 障がい者あんしん相談運営事業	障害者差別解消法を踏まえた札幌市の対応方針改訂版の周知啓発 成年後見制度利用支援事業	共生社会の実現に向けた札幌市職員の接遇要領改訂版の理解促進 障がい者虐待防止対策等の推進
		2 バリアフリー環境の整備	① 建築物のバリアフリー ② 移動のバリアフリー など 重要課題1・3	民間公共施設バリアフリー補助事業 学校施設バリアフリー化整備事業	公共施設バリアフリー化促進事業 ユニバーサルデザインタクシー導入費補助事業	公園トイレユニバーサルデザイン化事業 地下鉄車両とホームの段差隙間縮小に向けたホーム改良事業
		3 情報アクセスシビリテイの向上・意思疎通支援の充実	① 障がい特性に応じたコミュニケーション支援 ② 障がいに配慮した市政情報の提供 など 重要課題2・3	手話が言語であることについての普及啓発 カラーユニバーサルデザインの推進	コミュニケーション支援者の確保及び養成 障がいに配慮したSNSによる市政情報の発信	子どもの補聴器購入費等助成事業の拡充 住民票のオンライン申請（請求）
		4 障がい等の理解促進	① 普及啓発、福祉教育の推進 ② 社会貢献活動への支援 など 重要課題1・3	心のバリアフリー研修の実施 ◎6 親子でユニバーサルを体験する機会の検討	心のバリアフリーガイドの配布 ヘルプマークやヘルプカードの普及啓発	「人間尊重の教育」推進事業 ユニバーサル推進事業
	II 身近な地域で安心して暮らすことができる環境づくり	5 自立・相談の支援	① ニーズに対応した支援体制 ② 障害福祉サービス提供基礎の整備 など 重要課題2・3	地域移行支援・地域定着支援 ◎1 ヤングケアラー支援の推進	ひきこもりや800等の孤独・孤立問題への対応に向けた支援機関の連携強化 ◎2 障がい福祉人材確保・定着サポート事業の実施	事業所の質の向上 ◎5 複合的な課題を抱えた市民に対する支援体制の構築
		6 保健・医療の推進	① 障がいの原因となる疾病予防 ② 難病に関する施策の推進 など 重要課題2・3	赤ちゃんの耳のきこえ支援事業 重度心身障がい者医療費助成	第2次札幌市生涯歯科口腔保健推進計画の推進 自殺総合対策推進事業	感染症に強いまちづくり推進事業 難病相談支援センター事業
		7 安全・安心の実現	① 災害時等の要配慮者対応 ② 地域における見守り活動 など 重要課題2・3	災害対策用品購入費助成事業 個別避難計画の作成の推進	福祉避難所の運営体制強化 避難所の環境整備の推進	誰もが住みやすいあんしんのまちコーディネート事業の推進 ひきこもり対策推進事業
	III 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり	8 療育・教育の充実	① 療育の充実 ② 学校教育の充実 など 重要課題1・3	札幌市医療的ケア児支援検討会における成人期への移行に係る検討 ◎4 私立保育所の看護師配置への補助	医療的ケア児レスパイト事業 放課後児童クラブへの看護師配置	児童発達支援センターの機能充実 医療的ケア児への支援体制の確保（必要に応じた学校への看護師配置）
		9 雇用・就労の促進	① 雇用機会の拡充 ② 一般就労の推進 など 重要課題1・3	重度障がい者等就労支援事業 ◎3 障がい者DXリスキリング事業	障がい者の就労・雇用に対する理解促進（障がい者元気づけ事業） 発注機会の拡充、受注調整支援（元気づけアドバイザーセンター運営事業）	就労相談支援体制の充実（障がい者就業・生活相談支援事業） 障がい者施設等からの優先調達の推進
		10 文化芸術・スポーツの振興	① 文化芸術活動の推進 ② 障がい者スポーツの振興 など 重要課題1・3	障がい者に向けた音楽ワークショップやコンサート等のイベントの実施 特別な支援を要する子どもの読書環境の充実	札幌国際芸術祭等における取組 障がい者スポーツに利用可能な学校開放の推進	カラフルブレインアートフェス 障がい者スポーツセンターの設置検討

7 成果目標（札幌市障がい福祉計画・札幌市障がい児福祉計画）

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る国の基本指針のほか、本市現行計画における実績等を勘案して成果目標を設定

成果目標	内容	目標値(2026年度)
成果目標1	入所施設の入所者の地域生活への移行 施設入所者の地域生活への移行者数	80人（2022年度末1,920人の4.2%）以上
	施設入所者数の減少	113人（2022年度末1,920人の5.9%）以上
成果目標2	地域生活支援の充実	目標値(2026年度)
	地域生活支援拠点等の検証と効果的な支援体制の構築	地域生活支援拠点等について、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討し、効果的な支援体制を構築
	強度行動障がいに関する支援ニーズの把握と支援体制の整理	強度行動障がい有する者の支援ニーズの把握と支援体制の整理
成果目標3	福祉施設から一般就労への移行等	目標値(2026年度)
	就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数	福祉施設の利用者のうち一般就労への移行者数：2021年度の移行実績の1.15倍（704人）【就労移行支援事業：1.07倍（417人）、就労継続支援A型：1.09倍（100人）、就労継続支援B型：1.41倍（187人）】 就労移行支援事業のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上
	就労定着支援事業の利用者数	就労定着支援事業の利用者数：2021年度末実績の1.41倍以上
成果目標4	障がい児支援の提供体制の整備等	目標値(2026年度)
	医療的ケア児への支援	医療的ケアを必要とする障がいのある子ども等やその保護者に対する支援の取組を推進
	障害児入所施設からの円滑な移行調整	入所児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、必要に応じて、移行調整に係る協議の場を設置
成果目標5	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	目標値(2026年度)
	障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組の実施体制の確保、事業所支援の取組の推進	
成果目標6	障がいのある方に対する理解促進（市独自設定）	目標値(2026年度)
	心のバリアフリーを理解している方の割合	45.0%以上（2022年度：26.6%）

8 障害福祉サービス等の種類毎のサービス量見込み

成果目標同様、国の基本指針のほか、本市現行計画における実績等を勘案してサービス量見込みを設定（主なサービスを概括抜粋）

サービス種別	単位	2024年度	2025年度	2026年度
訪問サービス （居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護） （重度障がい者等包括支援）	利用人数（人/月） 利用時間数（時間/月）	6,562 270,694	6,745 284,441	6,929 298,704
日中活動サービス （生活介護、自立訓練、就労移行・継続・定着支援） （療養介護、短期入所）	利用人数（人/月） 利用日数（人日/月）	22,071 409,418	23,144 434,441	24,218 458,266
居住サービス （自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援）	利用人数（人/月）	7,756	8,262	8,768
相談支援サービス （計画相談支援）	利用人数（人/月）	13,298	13,930	14,721
障がい児支援サービス （児童発達支援、放課後等デイサービス） （保育所等訪問支援、障がい児相談支援）	利用児童数（人/月） 利用日数（人日/月）	19,398 185,009	20,396 190,329	21,256 192,808

9 計画の策定及び推進体制

札幌市障がい者施策推進審議会

- 障害者基本法の規定に基づき、札幌市の障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進につき調査審議する附属機関として、札幌市障がい者施策推進審議会条例により、札幌市障がい者施策推進審議会を設置している。
- 本計画にあたっては、多様な立場の方に計画案作成に関わっていただくため、札幌市障がい者施策推進審議会の下に計画検討部会を設置し、札幌市自立支援協議会や札幌市精神保健福祉審議会などの附属機関等の会議や障がい当事者団体の方に御参加いただき、地域の実情や課題等も踏まえた審議を行った。
- 本計画の運用にあたっては、「PDCAサイクル」を導入して、成果目標やサービス量見込みのほか、「障がいのある方にとって地域で暮らしやすいまちであると思う障がいのある方の割合」などの実績値等、毎年度の進捗状況を取りまとめ、その結果を札幌市障がい者施策推進審議会のほか、札幌市自立支援協議会や札幌市精神保健福祉審議会などの関係附属機関に報告し、評価を行った上で、市民に公表するなど、引き続き、障がい当事者の声を把握し、対応していきます。

1 条例制定の背景・課題

(1) 札幌市が抱える主な課題

札幌市では、これまで共生社会の実現に向けて様々な取組を進めてきたところですが、主に次のような課題を抱えています。

- ① 高齢化の進展 2040年代に高齢者人口がピークを迎え、全体の約4割を占めることが予想
- ② 障がいのある方の暮らしにくさ 障がいのある人にとって地域で暮らしやすいまちであると思う人の割合は約3割
- ③ 男女の格差 職場や学校教育の場などの様々な場面における男女の平等意識が低い
- ④ 地域意識の希薄化 多世代交流が重要と考える市民の割合が低いなど地域意識が希薄化
- ⑤ 支援が必要な外国人の増加 在留資格の見直しなどにより、市内で暮らす外国人が増加していく予想
- ⑥ アイヌ民族への理解 「アイヌ民族について知っている」と答えた市民の割合は89%にとどまる

(参考) 札幌市の人口の将来見通し



(参考) 外国人市民の数・割合



(2) 札幌市の動き

- (1)のとおり、共生社会の実現に向けた課題が多様化・複雑化しているほか、昨今の価値観やライフスタイルの多様化、国や他自治体の動き等も踏まえ、札幌市では、最上位計画である「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン(ビジョン編)」において、多様性と包摂性のある都市を目指すことを掲げました。
- また、まちづくりを進めていく上での重要概念の一つとして「ユニバーサル(共生)」を定め、年齢、性別、国籍、民族、障がいの有無等を問わず、「誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会」(共生社会)を実現していくことを明記しました。
- こうした状況を踏まえ、市長公約においても(仮称)共生社会推進条例の制定が掲げられ、条例制定に向けた検討を進めていくこととしています。

2 条例の制定目的

- 多様性と包摂性のある都市を目指していくためには、共生社会の実現が必要ですが、これに当たっては、市民・事業者・行政の協働が不可欠と考えられます。
- この協働を促していくためには、それぞれが異なる方向性の下で取組を進めていくことのないよう、共生社会の実現に向けた基本理念等を共有した上で、連携し合いながら、それぞれの立場の中で取組を進めていくことが重要です。
- そこで、共生社会の実現の推進に関し、基本理念を定めるほか、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本事項を定めることなどにより、市民・事業者・行政が一体となって取組を進めていくことを目的として、条例制定を目指しています。



(参考)他自治体の状況

全国各地で共生社会の実現を目指すための条例制定の動きがあります。

- ・【兵庫県】ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例(平成30年4月1日施行)
- ・【鎌倉市】共生社会の実現を目指す条例(平成31年4月1日施行)
- ・【山梨県】山梨県多様性を認め合う共生社会づくり条例(令和5年3月24日施行) など

3 今後のスケジュール

- 条例の検討は、「札幌市ユニバーサル推進検討委員会」を中心に進めていきますが、社会福祉審議会を含む市の附属機関等においても、令和6年度中にご意見をお伺いしてまいりたいと考えております。

スケジュール(予定)

時期	内容
令和5年11月	札幌市ユニバーサル推進検討委員会(第1回)
11月	R5年度社会福祉審議会(総会)
12月	札幌市ユニバーサル推進検討委員会(第2回)
令和6年3月	札幌市ユニバーサル推進検討委員会(第3回)
夏頃	札幌市ユニバーサル推進検討委員会(第4回)
秋頃	R6年度社会福祉審議会(総会)
冬頃	パブリックコメントの実施
冬頃	札幌市ユニバーサル推進検討委員会(第5回)
令和7年2月頃	条例案の議会提出(令和7年第1回定例市議会)
4月	条例の施行